

那覇西ロータリークラブ

国際ローター 2580 地区 創立 1962 年 6 月 4 日

2019 年 1 月 23 日

週報 第 2549 号



インスピレーションになるう

四つのテスト

- 1、真実かどうか
- 2、みんなに公平か
- 3、好意と友情を深めるか
- 4、みんなの為に
なるかどうか

プログラム案内

本日のプログラム

1 月 23 日 (水)

- ・点鐘
- ・ロータリーソング
それでおそロータリー
- ・会長報告
- ・幹事報告
- ・会員卓話
職業奉仕月間に因んで
大庭 憲委員長
次回予定
- ・立食

例会報告

第 2664 回 (2019 年 1 月 16 日)

出席報告

会員数	出席数	欠席数	出席率	前々回 訂正出席率
65 名	41 名	24 名	64 %	60 %

欠席会員

名城、大仲、喜納、石川、高田、松島、宮里
上原、江夏、大城 (博)、福重、比嘉 (広)
久保、立津、城間 (久)、内野、當真、丸橋、照屋
(紀)、小林、平尾、宮城、大田、臼井会員

ニコニコ BOX

合計 ¥6000 累計 ¥261,000

伊野波盛求 謹賀新年

今年度もよろしくお祈りします。

大城純市 新会員の石垣 伸氏への御支援・御協力を
宜しくお祈り申し上げます。

糸洲 昇 オーストラリアの孫 琴寧 (ことね) が
メルボルンのハンティング RC から
375 豪ドルの奨学金 (年間) を受給
します。孫はポールハリスフェローでも
あります。

会 長 具志堅 一真 副会長：比嘉広明 當間良明
幹 事：比嘉芳直

例会日 毎週水曜日 12 時 30 分

例会場 ANA クラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー

事務局 那覇市松山 1-1-14 那覇共同ビル 6 階

TEL : 861-7824 FAX : 861-7825



ビジター

澤田善吉 (岐阜城)

ゲスト

折田政博

(会長報告)

皆様、こんにちは。先週末上京いたしました。年始の挨拶廻りでした。実はそこから新潟県へ小旅行へと向かいました。新潟市内観光を予定しておりましたが、予定を変更して船で佐渡島へ渡りました。二度と行く機会も無いだろうと言う思いもありました。驚いたのは沖縄本島と同じ位の面積という事です。「佐渡島」の響きから小島をイメージしていましたが、冠雪するほどの高い山々ありで雄大な感じのする所でした。観光シーズンとは異なる時期なのか閑散として観光客も疎らでした。温泉が多く食べ物では魚介類がとても旨く全国でもトップクラスの美味しさではないかと思いません。昨日、TV で渡慶次会員が官司を務める波上宮で「どんど焼き」恒例神事の模様が放映されておりました。昨年のお札やお守り正月のしめ飾り等の縁起物を燃やし今年の無病息災を祈るとの事でした。本日の卓話は中村会員、司法書士という職務から「財産管理・継承対策としての家族信託」というテーマです。よろしくお祈りいたします

(幹事報告)

2 月 7 日～11 日はバギオ訪問です。当クラブから 6 名参加予定です。参加者は本日の例会終了後、説明会を開催いたしますのでご参加下さい。担当は与儀会員です。

(新会員紹介)

新 会 員 石垣 伸氏
生年月日 1968年8月28日
職業分類 建設業
会 社 名 鹿島建設(株)九州支店 沖縄営業所
役 職 名 営業所長
趣 味 映画鑑賞・読書・ゴルフ
(入会式)



(紹介者大城純市会員、石垣伸新会員、具志堅会長)

(卓話)

皆様こんにちは。今日卓話を担当いたします中村 敦です。よろしくお願いいたします。初めに自己紹介と司法書士の仕事、そして本日のテーマである家族信託についてお話したいと思います。

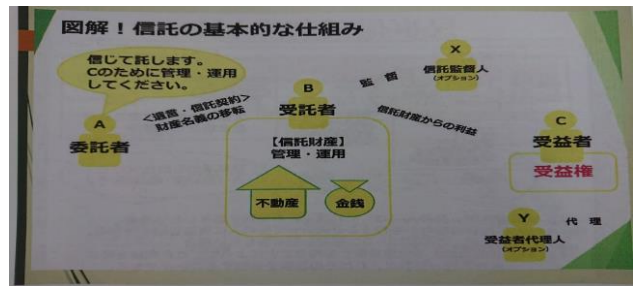
私は1965年(昭和40年)に那覇市に生まれました。その後、浦添市へ転居し現在も浦添市に住んでおります。東京の大学に進学し在学中に司法書士という職業を知る事になるのですが、本格的に目指すのは大学で就職活動が始まる3年生の時となります。大学4年生から司法書士受験専門学校へ通いました。球法会に所属し弁護士である大城純一会員や当真良明両会員に大変お世話になりました。23歳で司法書士試験に合格し平成元年24歳で地元浦添市にて中村司法書士事務所を開業しました。開業して約30年になります。今後の計画は複数の司法書士関連の合同事務所として法人化を図り規模拡大を狙いたいと思います。それでは、司法書士の仕事について説明いたします。司法書士の仕事は大きく3つになります。

①登記又は供託に関する手続き代行 ②法務局又は地方法務局に提出する書類作成 ③裁判所又は検察庁に提出する書類作成 これらの事務について相談に応じる事になります。具体的な業務としては(1)登記として①不動産登記(売買・贈与・相続・担保権の設定や抹消等)②商業・法人登記(会社設立、役員変更、本店移転、支店設置等)この2つが仕事の7~8割を占める事になります。その他に(2)地方裁判所、簡易裁判所の訴訟業務(簡易裁判所代理権)(3)家庭裁判所への申し立て(遺産分割、離婚等)(4)成年後見、財産管理、家族信託となります。家族信託については本日

のテーマとして扱います。



さて、本日は「相続」について掘り下げてみたいと思います。「相続」は家庭に起こりうる最も身近な法律問題の一つです。しかしながら残念な事に「相続」が「争族」になるケースが多々見受けられます。「相続」が「争族」にならないように事前に予防する事の大切さを家庭裁判所の調停委員としての経験、日々の依頼人の相続の相談を通し培ってきました。相続対策のこれまでの主な手法は①生前贈与②遺言書作成 この2つに新たな手法として③家族信託 と言う選択肢が増えることになりました。家族信託は、相続対策だけでなく財産管理としても有効な選択肢の一つとなりました。家族信託とは、自身(受託者)の財産を信頼できる人(受託者)に託し利益を受ける人(受益者)の為に特定の目的に従って管理・処分してもらう財産管理の手法です。



また、この仕組みを応用して信託は様々な場面で実に多様な財産管理や相続対策が可能になっております。家族の事情や財産の状況に応じて自由に設計ができ、これまでの法律では実現できなかった事についてもできるようになりました。

・認知症になった後の資産運用や相続対策 ・先祖代々の財産継承をひ孫の代まで決めておきたい。・親族に自立して生活を営む事が困難な者がある場合に親の亡き後も継続して支援してもらいたい。こうした一人一人の実情に応じた柔軟な財産管理や財産継承が可能になりました。以上の事から家族信託は財産管理や相続対策の選択肢の一つに過ぎないので贈与や遺言で可能な場合はその対応で行う。しかし既存の方法では困難である場合に家族信託を検討すると考えた方が良いでしょう。これで私の卓話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。